

経済産業省

20251210電委第1号
令和7年12月16日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「長期脱炭素電源オークションガイドライン」の改定に関する建議について

「長期脱炭素電源オークションガイドライン」(令和7年8月27日最終改定)については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視方法等について、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

長期脱炭素電源オーケションガイドライン 改定事項

1 実際の他市場収入を相対契約によって得ようとする場合の規律の監視に關し、以下の内容を追記する。

(1) 落札事業者が市場価格規律を採用し、市場価格の平均価格より割り引いた低い価格で販売しようとする場合、以下のとおり対応する旨。

ア 市場価格の平均価格より割り引いた低い価格で特定の小売電気事業者に販売しようとする場合には、電力・ガス取引監視等委員会は、落札事業者に対して、その金額の合理性の説明を求める旨。

イ 長期脱炭素電源オーケションの原資となる容量拠出金は全小売電気事業者によって負担されることに鑑みて、公平性を確保するため、例えば、市場参加にかかる手数料相当の金額を市場価格の平均価格から割り引いて相対契約の価格を算定するといったケース等、合理性が認められる限定的な範囲で認める旨。

ウ 仮に合理性が認められない場合には、市場価格の平均価格で販売すること又は無差別規律に則り公募等により広く販売することが求められる旨。

(2) 落札事業者が無差別規律を採用する場合、以下のとおり電力・ガス取引監視等委員会が監視する旨。

ア 社内・グループ内に小売部門が存在する落札事業者が、当該小売部門を含めて販売する場合は、当該契約内容について「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」を基に判断する旨。

イ 社内・グループ内に小売部門が存在しない落札事業者、又は、社内・グループ内に小売部門が存在するものの、社外・グループ外の小売のみに販売する落札事業者に対する、社外・グループ外同士の無差別性の評価に当たっては、各電源の相対契約締結時点で最新の「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」を準用した評価方針を使用する旨。

ウ なお、イにおける評価方針の準用に当たっては、社内・グループ内に小売部門が存在するが故に設定された確認項目について除外するといった考え方、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」にある確認項目を抽出・修正する旨。

2 実際の他市場収益の算定に用いる実際の他市場収入について、以下の費目が認められる旨を追記する。

(1) kWh 収入

- スポット市場収入、時間前市場収入、相対収入、保険金収入（利益補填型）、ヘッジ差損益、インバランス損益

(2) kwh 収入・ Δ kW 収入

- 需給調整市場収入

(3) 非化石価値収入

- 非化石価値取引市場収入、相対収入

3 実際の他市場収益の算定に用いる実際の可変費について、以下の内容を追記する。

(1) 可変費は、電源全体（既設火力の改修案件の場合は、新たに生じる脱炭素 kW）の kWh を生み出すため又は生み出したことによって生じる費用及び kWh や非化石価値を販売することによって発生する費用である旨。

(2) 可変費として認められる費目の例として、以下が挙げられる旨。

ア kWh を生み出すため又は生み出したことによって生じる費用

- 燃料費、購入電力料、燃料及び燃料廃棄物の処理・処分費、消耗品費、発電側課金（kWh 課金部分）、アグリゲーションフィー（アグリゲーターに支払う委託報酬）、LNG 委託加工費（従量料金部分）

イ kWh や非化石価値を販売することによって発生する費用

- ヘッジ差損益、インバランス損益、事業税（収入割、所得割、付加価値割）、下げ調整電力量料金、需給調整市場ペナルティ、市場取引手数料、利益保険料（他市場収益に紐づく利益に対応する部分）

(3) 可変費の金額の監視において、燃料費に加えて、可変費に占める割合が大きい順に合計して約 9 割に達するまでの費目について、複数の指標価格や法定価格、他の落札事業者の案件における同じ可変費等を参照し、明らかに高額であるなど、特異な金額となっていないかを確認する旨。

4 実際の他市場収益の監視に係るフローについて、以下の内容を追記する。

(1) 実際の他市場収益の金額及び算定に係る監視について、以下の監視フローとする旨。

ア 電力・ガス取引監視等委員会は、各実需給年度終了後に、落札事業者に対して、実際の他市場収入と実際の可変費について、それぞれの算定方法及び算定根拠の説明を求める旨。

- イ 落札事業者は、実際の他市場収益の金額及び算定根拠となる証憑を、電力・ガス取引監視等委員会に報告・提出する旨。
- ウ 電力・ガス取引監視等委員会は、落札事業者から提出された実際の他市場収益の金額及び算定根拠となる証憑を確認した上で、実際の他市場収入と実際の可変費が適正なものとなっているかを確認する旨。
- エ 電力・ガス取引監視等委員会による監視後、電力広域的運営推進機関に報告する前のタイミングで、電力・ガス取引監視等委員会から落札事業者に監視結果を通知する旨。
- オ 監視結果を通知後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定する旨。

- (2) 相対契約に係る規律の監視について、以下の監視フローとする旨。
- ア 落札事業者は、相対契約を締結した場合には、速やかに契約書等の証憑を電力・ガス取引監視等委員会に対して提出する旨。
 - イ 落札事業者が契約書等の証憑を電力・ガス取引監視等委員会に提出後、電力・ガス取引監視等委員会は、その内容が規律を満たしているかについて監視し、当該落札事業者に対して監視結果を通知する旨。
 - ウ 電力・ガス取引監視等委員会から落札事業者に監視結果を通知後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定する旨。

以上